



# 健康

◆保健所 ◆休日診療 ◆各種健康相談 ◆健康診査・がん検診 ◆医療費助成

## ◆保健所

**北区保健所** 東十条 2-7-3

北区保健所生活衛生課	TEL 3919-0376	FAX 3919-3308
生活衛生係	TEL 3919-0431	環境衛生 TEL 3919-0720
食品衛生	TEL 3919-0726	医薬衛生 TEL 3919-0727

北区保健所保健予防課	TEL 3919-3101	FAX 3919-5163
保健予防係	TEL 3919-3104	結核感染症係 TEL 3919-3102

北区保健所受動喫煙防止対策担当課  
TEL 6903-2011 FAX 3919-3308

至赤羽 環七通り 神谷陸橋 王子五丁目団地 北本通り 至王子

和菓子店 自転車店

〈交通機関〉  
・JR 京浜東北線 東十条駅南口下車 4分

## ◆休日診療

急病患者のために、日曜、祝日（振替休日を含む）及び年末年始（12月29日～1月4日）に、診療を行っています。

受診される方は、保険証、医療証、医療証、後期高齢者医療証などをお持ちください。お持ちにならない場合は10割負担となりますので、ご注意ください。

### 内科、小児科の診療は

●北区休日応急診療所  
**北区医師会館2階（王子2-16-11） TEL 5390-3011**  
**【受付時間】** 午前10時～午後9時30分

### 歯科診療は

●休日歯科応急診療所  
**滝野川西区民センター2階（滝野川6-21-25）**  
**TEL 5567-2055**  
**北歯科医師会館1階（中十条2-11-4）**  
**TEL 3900-5009**

**【受付時間】** 午前9時～午後4時30分

## その他の休日・夜間診療（小児科、内科、眼科、歯科、耳鼻咽喉科）についての問い合わせは

東京消防庁テレホンサービス TEL 3212-2323  
 医療機関案内サービス“ひまわり”  
 （東京都保健医療情報センター）  
 TEL 5272-0303

### ●消防署（医療機関案内テレホンサービス）

王子消防署	TEL 3927-0119
赤羽消防署	TEL 3902-0119
滝野川消防署	TEL 3916-0119

### ●小児救急電話相談（東京都）

・平日 午後6時～11時  
 ・休日及び年末年始 午前9時～午後11時  
 TEL # 8000（プッシュ回線、携帯電話）  
 TEL 5285-8898

## 子ども夜間救急事業

子ども（15歳以下）の急病患者のために、夜間の初期救急診療を行っています。受診の際は、保険証、医療証、医療証などをお持ちください。

**【診療日】**  
 月～土曜（祝日及び12月29日～1月3日を除く）

**【診療科目】** 小児科

**【受付時間】** 午後8時～午後10時45分

**【問い合わせ及び所在地】**

東京北医療センター（赤羽台4-17-56）  
 TEL 5963-3311（代表）

## 障害のある方や介護が必要な方にかかりつけ歯科医紹介

病気や障害があり、「どこの歯科医院で診てもらえばいいのかわからない」「歯科医院に通えないので、自宅や病院、施設に訪問診療してもらいたい」など歯の治療でお困りの方は、歯科医師会にお気軽にご相談ください。

次ページへ続く



健康

## 【問い合わせ及び申込】

### ●王子・赤羽地区の方

北歯科医師会（中十条2-11-4）  
TEL 3900-5009 FAX 3900-5101

### ●滝野川地区の方

滝野川歯科医師会（西ヶ原2-41-11）  
TEL 3918-8060 FAX 3918-4994

## 【受付時間】

平日 午前9時～午後5時（土・日曜、祝日を除く）

## ◆ 各種健康相談

各健康支援センターのお問い合わせは

健康推進課王子健康支援センター  
TEL 3919-7588 FAX 3919-5163

健康推進課赤羽健康支援センター  
TEL 3903-6481 FAX 3903-6486

健康推進課滝野川健康支援センター  
TEL 3915-0184 FAX 3915-0171

## 健康についてお悩みの方

保健師、栄養士、歯科衛生士が相談に応じます。相談の内容によっては日時の制限があります。事前に電話でお問い合わせください。

### ■ 各種健康相談

各健康支援センター P44をご覧ください。

### ■ 難病についての相談

各障害相談係 P51・83をご覧ください。

### ■ HIVなどの感染症、結核についての相談

北区保健所保健予防課結核感染症係  
TEL 3919-3102 FAX 3919-5163

感染症や結核の相談のほか、HIVウイルス、肝炎ウイルスの検査をしています。詳しくはお問い合わせください。

## 健康の維持・回復のために

病気や障害を克服するために学習や講演会を行ったり、患者さんや家族の方々が集まって、身体ところのリハビリをするための教室などの事業を行います。

### ■ 呼吸器健康教室

障害福祉課公害保健係  
TEL 3908-9019 FAX 3908-5340

成人のぜん息・慢性気管支炎・肺気腫などの方のための教室です。呼吸筋体操、歌、講習会をとって呼吸機能を高めます。

### ■ 機能訓練事業

障害者福祉センター事業係P87をご覧ください。

## 健康づくりのために

### 健康推進課健康づくり推進係

TEL 3908-9068

区民の方の日頃の健康づくりのために、講演会や教室を開催します。詳しくは、随時、北区ニュースでお知らせします。

このほかに「北区さくら体操」の普及、健康づくりグループの活動支援なども行っています。

## ◆ 健康診査・がん検診

### 健康推進課健康係

TEL 3908-9016 FAX 3905-6500

### 健康推進課コールセンター

TEL 3908-9034

### 健康推進課王子健康支援センター

TEL 3919-7588 FAX 3919-5163

### 健康推進課赤羽健康支援センター

TEL 3903-6481 FAX 3903-6486

### 健康推進課滝野川健康支援センター

TEL 3915-0184 FAX 3915-0171

## 若年健康診査

### ●健康推進課コールセンター

健診受診機会のない30代の方を対象に行う健診です。区内の協力医療機関で実施します。

## 特定健康診査

### ●健康推進課コールセンター

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診です。健診結果により生活習慣の改善が必要となった方には「特定保健指導」を実施します（特定保健指導についてはP54をご覧ください）。

### 【対象】

北区国民健康保険にご加入の40歳～74歳の方

### 【実施場所】

区内の協力医療機関

※ 生活保護等を受給している方は、同様の健診を行います。

※ 北区国民健康保険以外の医療保険にご加入の方は、加入している医療保険者（保険証発行機関）が特定健康診査及び保健指導を実施します。

## 後期高齢者健康診査

### ●健康推進課コールセンター

75歳以上の区民の方及び一定の障害のある65～74歳で、北区の後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方を対象に行う健診です。区内の協力医療機関で実施します。



健康

## 歯周病検診・口腔機能維持向上健診

- 健康推進課コールセンター  
40・45・50・55・60・65・70・75・77・79・80・81・83・85歳の方を対象に将来の歯の喪失を予防することを目的として、9月～翌1月頃に区内の協力医療機関で実施しています。

## 骨粗しょう症検診

- 各健康支援センター  
当該年度中に30・35・40・45・50・55・60・65・70歳の誕生日を迎える女性を対象に行う検診です。  
対象の方にはお知らせを送付します。

## がん検診・がん予防

- 健康推進課コールセンター  
がんの早期発見のため年1回（子宮がん・乳がんは2年に1回）は検診を受けましょう。詳しくは北区ニュース及び北区ホームページをご覧ください。

### ■ 肺がん検診

#### 【検診車・検診機関方式】

40歳以上の方を対象に毎月実施しています。

### ■ 胃がん検診

#### 【医療機関方式】

50歳以上で、前年度胃内視鏡検査未実施の方を対象に、10月～翌年2月末まで区内の協力医療機関で実施しています。

#### 【検診車・検診機関方式】

対象年齢の方に毎月実施しています。

### ■ 子宮がん検診

#### 【医療機関方式】

20歳以上の前年度未受診の女性を対象に、区内の協力医療機関で実施しています。

#### 【検診機関方式】

20歳以上の前年度未受診の女性を対象に、区が委託した検診機関で毎月実施しています。

### ■ 乳がん検診

40歳以上で前年度未受診の女性を対象に、5月～翌年2月末まで区内の協力医療機関で実施しています。

### ■ 大腸がん検診

対象年齢の方に毎月実施しています。

### ■ 胃がんハイリスク検診

30・40歳で過去胃がんハイリスク検診を受診されていない方を対象に、8月～10月末まで区内の協力医療機関で実施しています。

## ◆ 医療費助成

### 難病などでお困りの方に

#### 障害福祉課王子障害相談係

TEL 3908-1359 FAX 3908-5344

#### 障害福祉課赤羽障害相談係

TEL 3903-4161 FAX 3903-0991

- 対象疾病に罹患し、認定基準を満たしていると認定された方には、医療費等の公費負担があります。  
詳しくはP83をご覧ください。

### 自立支援医療（育成医療）

- 各障害相談係  
18歳未満で腎臓疾患、心臓疾患、肢体不自由、内臓疾患などで、放置すると障害が残ると認められ、手術などにより障害の改善が見込まれる方。

### 自立支援医療（更生医療）

P83をご覧ください。

### 小児慢性特定疾病医療

- 各障害相談係  
18歳未満の方で次の病気の方は、医療費公費負担の制度があります。  
悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患・免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体または遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患、骨系統疾患、脈管系疾患

### 療育給付

#### 健康推進課王子健康支援センター

TEL 3919-7588 FAX 3919-5163

#### 健康推進課赤羽健康支援センター

TEL 3903-6481 FAX 3903-6486

#### 健康推進課滝野川健康支援センター

TEL 3915-0184 FAX 3915-0171

18歳未満で、骨関節結核及びそのほかの結核にかかっており入院が必要な方が対象です。



健康

## 未熟児のための養育医療

P92をご覧ください。

## 結核の医療

北区保健所保健予防課結核感染症係  
TEL 3919-3102 FAX 3919-5163

結核医療費（入院医療・通院医療）については、一部公費負担制度がありますので、お問い合わせください。

## 精神障害で入院しているお子さんに

障害福祉課王子障害相談係  
TEL 3908-1359 FAX 3908-5344

障害福祉課赤羽障害相談係  
TEL 3903-4161 FAX 3903-0991

18歳未満のお子さんが精神障害のため精神科病院または精神科病床に入院した場合、医療費が助成されます。

## 自立支援医療（精神通院）

P83をご覧ください。

## 大気汚染が病気の原因と思われる方に

障害福祉課公害保健係  
TEL 3908-9019 FAX 3908-5340

気管支ぜん息などの大気汚染障害者として認定された方に「医療券」をお渡しします。有効期間は2年間で、期間内に病気が治らないときは、更新の手続きをすることができます。

### 【新規申請の対象となる方】

次のいずれにも該当する方

- ・18歳未満の方で、気管支喘息、慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎、肺気腫及びそれらの続発症にかかっている方
  - ・東京都の区域内に引き続き1年（3歳未満は6カ月）以上住所を有する方
  - ・健康保険に加入している方
- 〔注〕健康保険とは、国民健康保険、会社等の健康保険、公務員共済などの医療保険のことです。
- ・申請日以降喫煙しない方

### 【新規申請のための申請書類等】

所定の用紙がありますので、お問い合わせください。

## 「公害医療手帳」をお持ちの方へ 〈更新手続きをお忘れなく〉

障害福祉課公害保健係  
TEL 3908-9019 FAX 3908-5340

現在、「公害医療手帳」をお持ちの方で、有効期間内に病気が治らないときは必ず更新の手続きを行ってください。有効期間が過ぎると一切の手続きができません。

なお、手続きは有効期間が切れる3カ月前から行うことができます。

## 石綿（アスベスト）による健康被害救済制度

独立行政法人 環境再生保全機構石綿救済相談ダイヤル  
TEL 0120-389-931

この健康被害救済制度は、石綿（アスベスト）による健康被害を受けられた方及びそのご遺族の方で、労災補償等の対象とならない方に対し、迅速に救済を図ることを目的として創設された制度です。この制度の対象となる病気は、石綿（アスベスト）を原因とする中皮腫（がんの一種）、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺及びびまん性胸膜肥厚です。現在これらの病気にかかっている方、これらの病気でお亡くなりになった方のご遺族の方が、認定の申請や救済給付の請求をすることのできる制度です。北区保健所保健予防課公害保健係（TEL 3919-3104）では、書類の配付、受付を行っています。

## 骨髄移植ドナー支援制度

北区保健所保健予防課保健予防係  
TEL 3919-3104 FAX 3919-5163

骨髄移植推進のため、公益財団法人日本骨髄バンクの実施する骨髄移植・末梢血幹細胞移植事業で骨髄などの提供を行ったドナーの方に対する支援事業を行っています。

### 【対象となる方】

- ・平成30年4月1日以降に、骨髄バンク事業で骨髄などの提供を行った方（日本骨髄バンク発行の証明書が必要です）
- ・骨髄等の提供や検査などの通院入院期間中に北区に住んでいたこと
- ・骨髄等の提供が完了してからこの申請までの期間が一年以内であること

### 【支援の内容】

- ・骨髄等の提供や検査などのための通院入院日数一日につき  
提供者本人 20,000円（上限7日）

### 【申請方法】

所定の様式がありますので、お問い合わせください。



健康